

かかりつけ医を持っていますか

かかりつけ医とは、日常的な診療のほか、健康管理等の相談ができる身近な医師のことです。子どもから大人まで、かかりつけ医とともに健康管理をしていくことは、病気の予防・早期発見・早期治療につながり、患者さんの病状によっては、総合病院を紹介してくれますのでとても安心です。

病院側もかかりつけ医から紹介があることで、これまでの診療の経過を正確に把握し、検査や投薬などの重複を避けることができるため、早くて正しい診断・治療につなげられ、医療費の負担を抑えられる場合があります。

総合病院の外来には多くの方が受診されており、待ち時間が長いということだけではなく、高度医療や救急医療を必要とする人に早急に提供できなくなるなど、地域の基幹病院としての機能にも支障が出ることもあります。

一人ひとりがかかりつけ医を持つことで、自分自身の健康と、地域全体の医療を守ることに繋がります。

●初診時選定療養費って何

「初期の治療は身近なかかりつけ医(医院・診療所)で、高度・専門医療は病院(200床以上)で行う」という医療機関の役割分担の考え方が厚生労働省から出されました。この制度に基づき、かかりつけ医の紹介状なしで200床以上の病院を受診した場合に、医療費とは別に初診時選定療養費を徴収されることがあります。(※初診時選定療養費の金額は、各病院にお問い合わせください)

かかりつけ医と病院、それぞれの機能を効率よく適切に利用し、限りある資源でもある地域の医療を、みんなで守っていくことが大切です。

●かかりつけ薬局を持つことも大切です

自分の服用歴が記録・保存されているかかりつけ薬局を持ちましょう。

薬の重複や飲み合わせのチェックはもちろん、普段の常備薬などの相談もできます。

問合 医療課 ☎35-3177

インフルエンザ予防接種費用を助成します

抵抗力の弱い小児や高齢者のインフルエンザは重症化しやすいことから、市では予防接種費用の助成を行います。

高齢者インフルエンザ

(予防接種法に基づく定期のインフルエンザ予防接種の対象)

- 65歳以上の方
- 60歳～64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害、またはヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能の障害のある方(身障手帳1級)

小児インフルエンザ

(法律に定められたものではありませんが市では次の対象の方に接種費用の助成を行っています)

- 生後6カ月～中学3年生までのお子さん

	高齢者	小児
接種期間	10月1日(月)～平成31年1月31日(休)	
接種場所	市内および県内の指定医療機関 (予診票郵送時に詳しくご案内します)	市内および飛騨市内の指定医療機関 (申請時に詳しくご案内します)
費用	1,600円の自己負担 (生活保護受給者は無料)	1回 2,200円の助成 13歳未満のおさんは2回の接種が必要なため、2回分4,400円を助成します
申込方法	12月28日(金)までの間に 電話でお申し込みください。後日予防接種予診票を送付します。 ※昨年度市の助成を受けて接種された方には予診票を10月上旬にお送りします。	12月28日(金)までの間に 健康推進課(市保健センター内)または各支所地域振興課で申請をしてください。 ※印かん(簡易印かんは不可)と福祉医療受給者証を持参してください。
問合先	健康推進課 (☎35-3160)	

流行前のワクチン接種が有効です

インフルエンザワクチンで発症を防止できる効果は、乳幼児では20～60%、高齢者では34～55%とされています。またワクチンを接種せず、発症した方のうち60%はワクチンを接種していれば発症を防ぐことができたと言われています。

インフルエンザワクチンは、接種すればインフルエンザに絶対はかからない、というものではありません。しかし、インフルエンザの発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては、一定の効果があるとされています。

※接種後、ときに接種部位の腫れや痛み、発熱やだるさなどがみられることがあります(通常は2～3日中に消失します)。これらの副反応についても理解したうえで接種ください。



10月 休日診療などのお知らせ

問合 医療課 ☎35-3177

診療名	対象となる方	期日	受付時間	持ち物	場所
内科診療	休日に急病になった方	7・8・14・21・28	8:30～11:30 13:00～14:30	健康保険証 医療受給者証(受給者のみ)	高山市休日診療所 (市保健センター内) ☎35-3175
歯科診療	日曜日に歯が痛くなった方 小児のフッ素塗布希望の方	7・14・21・28	8:30～11:30	フッ素塗布: 1,080円	

- 休日・夜間などの急病の場合、受診できる医療機関を知りたいときは高山地域救急医療情報センターまで電話してください(☎0577-34-3799)
- 高山市民の方は、看護師や医師などに24時間365日、電話で医療相談ができます(通話料・相談料無料、携帯電話使用可)(☎0120-54-7830)